

事業費補助金調査票(表)

補助金名	教育資金利子補給金
------	-----------

担当課	教育部 教育総務課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	10	01	02	15	— 01
事業名	教育資金利子補給事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	市単					
補助の種類	事業					

R5実施計画額	1,566	千円
R4 予算額	1,566	千円
R3 決算額	1,353	千円
R2 決算額	1,466	千円
R1 決算額	1,542	千円
H30 決算額	1,567	千円
H29 決算額	1,789	千円

事業の趣旨・目的	株式会社日本政策金融公庫又はその代理店から教育資金の融資を受けて高等学校、高等専門学校、大学等に入学し、若しくは在学する者又はその親族に対して教育資金利子補給金を交付し、教育の機会均等と経済的負担の軽減を図るとともに、教育の振興に資することを目的とする。			補助対象者・経費・補助率	【補助対象者】 高等学校、高等専門学校、大学等に入学し、若しくは在学する者又はその親族								
開始年度	平成 10 年度		【補助対象経費】 ・株式会社日本政策金融公庫又はその代理店が取り扱った教育資金一般貸付又は年金教育資金貸付で、償還が月賦償還方式のものとし、その限度額は、350万円(大学に相当する外国の教育施設(修業年限が1年以上のものに限る。))において行われる教育を受けるために必要な資金として利用する場合にあっては、450万円)										
根拠法令等	(市) 成田市教育資金利子補給金交付規則		【補助率】 ・補助対象経費の融資利率の1/2の率又は5%のいずれか低い率										
留意事項				【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし									
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	【近隣自治体の補助率】 ・市原市: 融資利率の1/2の率又は5%のいずれか低い率								
	金額	件数	割合		成果指標: 交付件数 (単位: 件)								
	全体事業費	2,706											
	うち市補助金	1,353	50.0%										
	うち国補助	0	0.0%										
	うち県補助	0	0.0%										
	自己負担	1,353	50.0%										
					<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>151</td> </tr> </table>	年度	数値	令和3年度	152	令和2年度	148	令和元年度	151
年度	数値												
令和3年度	152												
令和2年度	148												
令和元年度	151												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の施策の方向「大学や高等学校への就学支援を行います。」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	教育の機会均等と経済的負担の軽減を図るとともに、教育の振興に資することを目的としており、市民ニーズに合致する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付件数実績 R1:151件、R2:148件、R3:152件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	近年の交付件数は約150件で推移しており、市民ニーズが一定数あることから、教育の機会均等と経済的負担の軽減を図るとともに、教育の振興に資するものとして有効であると考えます。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	<p>本事業は、日本政策金融公庫又はその代理店から教育資金の融資を受けて高等学校等に入学し、又は在学する者等に対して教育資金利子補給金を交付するものであり、教育の機会均等と経済的負担の軽減を図るという目的が、市の総合計画の施策の方向「大学や高等学校への就学支援を行います。」と合致する。</p> <p>また、市の補助率は近隣自治体と比較しても適正であり、近年の交付件数は約150件で推移しており、市民ニーズが一定数あることから、今後も継続して補助事業を実施する。</p>		